

争点1 「特例水準の解消について」

私たちの訴え【訴状】

平成11年から13年にかけて物価が下がったのですが、政府は景気対策のために年金を引き下げないと決めました。これが「特例措置」と言われるものです。

その後、17年以降に物価が上がった時にその「引き下げなかった分」（特例水準）は解消すると法律も改正されました（平成16年）。

「マクロ経済スライド」を導入するために再び法律を変え「特例水準」解消を決めました（平成24年）。これは不当であり、その必然性がないし合理的な理由がないというのが私たちの主張です

国の答弁（答弁書）

これに対して、国は「社会保障である年金制度の持続可能性を確保することを優先課題とした」とし、「年金制度に対する国民の信頼を獲得し、その持続可能性を確保するために採用された、マクロ経済スライドの適用の観点からも特例水準の解消は欠かせない」と結論付けています。

国の答弁のどこが問題か

「マクロ経済スライド」をなぜ導入するのかということに対して、「将来世代の年金給付水準の低下や保険料水準の上昇等、将来世代の負担の増加が生じるような事態を想定」してこの制度をつくったといえます。それでいて、年金積立金を株につぎ込み、10兆円という損失をしています。

年金積立金を上手に活用すれば年金は引き下げず、年金保険料は上げなくて済みます。「税と社会保障の一体改革」推進のために社会保障費を削って軍事費を増やすために出されてきたのが「マクロ経済スライド」です。国税の使い方や税の取り方（大企業や高額所得者に応分の税を）そのものがこれでいいのかが問われています。

争点2 低額な年金額

私たちの訴え【訴状】

裁判を起こした目的で「国民年金は満額支給でも6万5000円であり、単身者はこの支給額では生活していない。高齢にかかわらず、パートの仕事を行い、あるいはわずかな蓄えを取り崩しながらギリギリの生活をしている現状」でありそこで「原告らは最低保障年金制度の確立をはじめ、現在の年金受給者だけではなく、現役世代の労働者・国民、とりわけ若年層が安心して老後までの生活設計ができるような、あるべき公的年金制度の確立を求め」て裁判を起こしたと主張しています。

国の答弁（答弁書）

「公的年金は、老後の生活の全部を支えるものでもない。働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な資産である。…このような考えから、次の各調査結果を総合的に考慮して、老後の生活の『基礎的部分』の保障として、月額5万円（昭和59年）と定めたので「十分賄うことができる」としています。

国の答弁のどこが問題か

昭和59年で「基礎的部分」として5万円が妥当であるという国の判断には問題があります。調査での消費支出の内訳は食糧費、住居費、光熱費、被服費に限られ、雑費(教養娯楽費、交通通信費、保険医療費、交際費)は除かれています。それでいて「老後の生活費の基礎的部分と雑費の一部は十分賄えることができる」としています。病気になっても病院に行くことや結婚式や葬式は控える、教養のためなどというのはもってのほかだという態度です。その上、「全国消費実態調査」には、高齢者の生活にあまり関係のない家電や自動車、パソコンなどが含まれています。最低保障年金制度をつくれという運動を進めましょう。

争点3 憲法25条違反

私たちの訴え【訴状】

国民年金法第1条での趣旨は「生活保護制度を使わずとも、高齢者に対する所得補償として、高齢者が年金によって人間らしい健康で文化的な生活を送っていくことを保障」するものであると規定されているにも関わらず、国は「様々な口実をもうけてこれを怠ってきた。そのために、わが国における年金支給額の水準は、憲法25条の定める『健康で文化的な最低限度の生活』を保障するには程遠い水準にある」にもかかわらず、「特例水準の解消」を理由に支給額を減額することは「年金水準を一層低下させ、年金受給者の生活を破壊する」ので憲法25条違反であると主張しています。

国の答弁 (答弁書)

「憲法25条の趣旨に応じて具体的などのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、乱用と見ざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄」とし「老齢基礎年金は、稼得能力の低下等に伴う老後の生活を支えるものであるが、…社会保険法、社会福祉法、その他の社会保障制度全体を通じて保障されるべきもので、国民年金法等のみで保障するというものではない」

国の答弁のどこが問題か

国の主張は、年金を下げて生活ができなくなったら、生活保護を受けろ、介護保険や国保税は免除や減免制度を利用しろ。年金減額は、裁判を起こすほどのことではない。また、②で国が主張しているように、「健康で文化的な最低限度の生活」を送りたいのなら、働いて不足分を稼げ、それができないなら親族に補助してもらえ、資産があるならそれを売り払って生活しろと言わんばかりの内容です。

争点4 憲法29条違反

私たちの訴え【訴状】

「法律でいったん定められた財産権の内容が事後の法律によって合理的な理由なく変更(減額)された場合は、その法律は憲法29条違反となる(最高裁判決)」にあるように、「特例水準の解消はしない」ということで「財産権」となっていたのだから「合理的な理由がないにもかかわらず支給額を減額することは憲法29条1項のみならず、憲法13条に違反する」と私たちは主張しています。

国の答弁 (答弁書)

「基本権たる年金受給権は、仮に、それが、何らかの財産権を構成するとしても、前記のような年金制度の仕組みに照らせば、その権利の性質は、抽象的、不確定的なものであって、恒久的に特定の年金額を受給し得るような権利ではないといわざるを得ない」「仮に、法律でいったん定められた財産の内容が事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合」すれば違憲ではない

国の答弁のどこが問題か

「公共の福祉に適合」していれば、「公共の福祉の要請による制約」があれば財産権の不可侵性は制約できるという態度です。ここでも「公共の福祉」という名目で「年金制度の維持持続性を確保」するためなら財産権を侵害してもいいという考えです。

自民党の改憲草案には「公益及び公の秩序」のためならば財産権の侵害があっても許されるような条文があります。年金を減らされるどころではありません。財産権は国の手中にあるという動きをストップさせる上でもこの年金裁判は大事です。

争点5 憲法13条違反

私たちの訴え【訴状】

私たちは、いま支給されている年金額で将来の設計を立てます。少しずつ貯金をして家の修繕に廻そう、メガネの度が合わなくなったので買い換えよう、孫の入学や卒業のお祝いに少しずつお金を貯めよう、温泉や好きな山登りもしたい等々、人間らしい生活を送るために生活設計をします。こうしたことが年金支給額減額により壊されてしまいます。これは憲法13条で規定されている「幸福追求権」に違反するというのが私たちの訴えです。

国の答弁 (答弁書)

「仮に、原告らにおいて、物価の下落の局面で特例水準の解消を理由とする年金の減額がされないものと期待して、それぞれの老後の生活設計をしていたとしても、そのような期待感憲法13条で保護されるに値する個人の尊厳や幸福追求権に当たると解することはできない」と退けています。

国の答弁のどこが問題か

国は、年金は引き下げによって個人の尊厳や幸福追求権は侵害していないという態度です。私たちの周りには、お友達との交際を少なくしたり、葬式は知らなかったことにしたり、病院に行くのをためらったりする人はいないでしょうか。年金が減ってこうしたことが出来なくてもそれは個人の尊厳を冒していないと言えるのでしょうか。国が様々な場面で使っている「自己責任論」が垣間見られます。「長生きしてよかった」といえる社会をつくっていきましょう。